

瀬戸市議会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市議会議長 三木雪実

瀬戸市議会告示第1号

瀬戸市議会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

瀬戸市議会事務局事務分掌規程（昭和26年瀬戸市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第2条 議事課は議会の活性化及び開かれた議会運営のため、次の係を置く。  (1)及び(2) <省略> 2及び3 <省略>	第2条 議事課は議会の活性化及び開かれた議会運営を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。  (1)及び(2) <省略> 2及び3 <省略>

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。